

## 成田市景観計画の変更について

本市では、市内の多様な景観資源を大切にし、良好な景観を保全・育成・創出していくために、平成 26 年 4 月に成田市景観計画及び景観条例を施行し、市内全域を景観計画の区域として、良好な景観形成の推進に努めておりますが、このたび、社会経済情勢の変化を踏まえ、更なる景観形成の積極的な展開を図るため、景観計画を変更し、平成 30 年 11 月 1 日に施行します。

### ◆変更のポイント

#### ① 成田山新勝寺表参道周辺地区を景観形成重点地区に指定

多くの観光客が訪れる成田山新勝寺表参道周辺地区は、これまで、地域の方々の取り組みによって、門前町の良好な景観がつくられ、平成 28 年 6 月には日本遺産に登録される等、本市の景観形成を図るうえでシンボルとなる地区となっています。こうした取り組みを継承しつつ、今後も地域の方々と市が協働して良好な景観を保全・創出していくために、当該地区を「景観形成重点地区」に指定しました。

【指定によって変わること】

- 重点地区においては、建築物の建築等や工作物の新設等を行う際に、小さな規模のものから届出の対象となります。
- 現在の門前町としての良好な景観を保全するために、重点地区独自の景観形成基準を定めます。

※参照資料：成田市景観計画【別冊】

#### ② 成田山新勝寺表参道を景観重要公共施設に指定

成田山新勝寺表参道周辺景観形成重点地区の指定に併せ、表参道を「景観重要公共施設」として指定し、建物と一体的に道路を整備することで、相乗効果を発揮し、良好な景観の創出に努めます。

※参照資料：成田市景観計画（P52）

#### ③ 一定規模以上の太陽光発電設備の設置が届出対象行為に

電力の固定買取制度が導入された平成 24 年度以降、太陽光発電の発電容量は急激に増加し、本市においても近年、太陽光発電設備の設置が見受けられるようになってきていることから、景観への影響を考慮し、一定規模以上の太陽光発電設備の設置を景観法に基づく届出対象行為としました。

※参照資料：成田市景観計画（P31・39）